

消費税率引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分の使途について

地方消費税交付金のうち消費税率引き上げによる増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。増収分は、下記の社会保障関係費の一般財源の一部として活用します。

(歳入)

地方消費税 211,000 千円

(歳出)

社会保障施策に要する経費 2,088,063 千円

(うち一般財源) (1,160,377 千円)

(単位:千円)

事業名		事業費	財源内訳		
			特定財源	一般財源	
				うち引上げ分の 地方消費税収	
社会福祉	障害者福祉事業	622,291	427,193	195,098	35,476
	高齢者福祉事業	14,213	1	14,212	2,584
	児童福祉事業	697,395	366,564	330,831	60,157
	小計	1,333,899	793,758	540,141	98,217
社会保険	介護保険事業	285,305	13,114	272,191	49,495
	国民健康保険事業	101,131	60,585	40,546	7,373
	後期高齢者医療事業	272,602	51,169	221,433	40,265
	小計	659,038	124,868	534,170	97,133
保健衛生	疾病予防対策事業	95,126	9,060	86,066	15,650
	小計	95,126	9,060	86,066	15,650
合計		2,088,063	927,686	1,160,377	211,000